

(仮称) 旭川市雪対策基本条例 (素案)

※下線は骨子案からの修正箇所

1 目的

この条例は、道路の除排雪をはじめとする雪対策は、快適な市民生活や、円滑な経済活動を営む上で非常に重要であることから、雪対策の推進に当たり基本的な事項を定めるとともに、市、市民、事業者各々の役割を明らかにし、雪処理のルールやマナーへの市民意識を高め、雪対策に協働して取り組むことにより、誰もが安心して暮らすことができる冬期の生活環境の確保に寄与することを目的とする。

2 定義

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住する者及び市内に通勤し、又は通学する者をいう。
- (2) 事業者 市内で事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。
- (3) 除排雪事業者 事業者のうち道路の除排雪を行う者をいう。
- (4) 地域活動団体 旭川市まちづくり基本条例（平成26年旭川市条例第3号）第14条に規定する地域活動団体をいう。
- (5) 地域除雪活動 地域活動団体が行う、生活道路などの雪処理やパトロール、地域の雪押し場の確保などの取組をいう。

3 市の役割

- (1) 市は、雪対策に関する基本理念、基本方針、重点目標を定めた基本的な計画を策定し、総合的・計画的な施策を実施する。
- (2) 市は、基本的な計画に基づく施策の実施に当たっては、市民や事業者にその周知を図り、協力が得られるよう努める。
- (3) 市は、市民協働による地域除雪活動への適切な支援に努める。
- (4) 市は、雪処理のルールの浸透やマナーの向上を図るため、情報発信その他啓発活動を推進する。

4 市民の役割

- (1) 市民は、自らが所有し、又は使用する敷地内の雪は、自らの責任と負担において処理するという基本原則のもと、雪処理のルールやマナーを守るよう努める。
- (2) 市民は、地域の雪処理の課題に対し、地域活動団体を通じ、互いに協力し助け合い、地域除雪活動に積極的に参加するよう努める。
- (3) 市民は、市、国及び北海道が実施する雪に関する施策等に協力するよう努める。

5 事業者の役割

- (1) 事業者は、自らが所有し、又は使用する敷地内の雪は、自らの責任と負担において適正に処理するという基本原則のもと、雪処理のルールやマナーを守るよう努める。

- (2) 事業者は、地域の雪処理の課題に対し、互いに協力し助け合い、地域除雪活動に積極的に参加するよう努める。
- (3) 事業者は、市、国及び北海道が実施する雪に関する施策等に協力するよう努める。
- (4) 除排雪事業者は、市、国及び北海道が定める基準に適合した除排雪を行うとともに、除排雪技術の向上に努める。
- (5) 除排雪事業者は、道路交通法等の関係法令に則り、安全で適正な除排雪に努める。

6 遵守事項

- (1) 市民及び事業者は、みだりに自らが所有し、又は使用する敷地内の雪を道路に出してはならない。
- (2) 河川や水路等（以下「河川等」という。）への投雪により、流水に支障を及ぼしてはならない。
- (3) 市民及び事業者は、冬期において自動車等を道路上に駐車させるときは、旭川市違法駐車等防止条例（平成12年旭川市条例第14号）第2条第2号に規定する違法駐車等に該当しない場合であっても、当該駐車が除雪作業の支障とならないよう努めなければならない。
- (4) 市民及び事業者は、敷地内における雪の堆積場所の確保や融雪施設の設置などの対策により、敷地内の除雪や建築物からの落雪等で近隣住民に迷惑をかけ、又は道路交通、歩行者の通行若しくは河川等の流水に支障を及ぼさないよう努めるものとする。

7 指導及び勧告

- (1) 市長は、「6 遵守事項」(1) 及び(2)の規定が守られないことにより、道路交通又は河川（規則に定めるものに限る。）等の流水に支障があると認めるときは、その原因となる行為を行った者又はその雪処理に責任がある者に対し、遵守事項を守るよう、又は必要な措置を講ずるよう指導することができる。
- (2) 市長は、前項の指導を受けた者が正当な理由なく指導に応じないと認めるときは、指導を受けた者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

8 関係機関との連携

市は、この条例の目的を達するため必要と認めるときは、国及び北海道など関係機関と連携し、又は協力を求めるものとする。

9 財政上の措置

市は、雪対策の推進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

10 委任

この条例の施行に際し必要な事項は、市長が別に定める。